○国土交通省告示第二百九十一号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第八条第一項第一号及び第二十九条の六第一項第一号の規定に基づき、平成二十一年国土交通省告示第三百七十四号の一部を次のように改正する。

平成二十二年三月三十一日　　国土交通大臣　前原　誠司

別表一中第七十二号を第七十四号とし、第六十四号から第七十一号までを二号ずつ繰り下げ、同表第六十三号中「田浦」を「大字花岡」に改め、同号を同表第六十五号とし、同表中第五十一号から第六十二号までを二号ずつ繰り下げ、第五十号を削り、第四十九号を第五十二号とし、第四十四号から第四十八号までを三号ずつ繰り下げ、第四十三号を第四十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

四十六	関西国際空港連絡橋（一般国道四百八十一号のうち泉佐野市泉州空港北から同市りんくう往来北までの区間の道路をいう。）

別表一中第四十二号を第四十四号とし、第三十五号から第四十一号までを二号ずつ繰り下げ、同表第三十四号中「東志摩」を「広見字昭和新田」に改め、同号を同表第三十六号とし、同表中第三十三号を第三十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十五	伊豆縦貫自動車道（一般国道一号のうち沼津市岡宮字上松沢から三島市塚原新田字舟ヶ久保までの区間の道路をいう。）

別表一第三十二号中「大野字江渕」を「稲積」に改め、同号を同表第三十三号とし、同表中第二十八号から第三十一号までを一号ずつ繰り下げ、同表第二十七号中「牛久市桂町字ナギ山」を「稲敷市沼田字自穢ヶ前」に改め、同号を同表第二十八号とし、同表中第十九号から第二十六号までを一号ずつ繰り下げ、同表第十八号中「一般国道十六号のうち、」を「一般国道十六号のうち」に、「佐原」を「馬堀海岸」に改め、同号を同表第十九号とし、同表第十七号中「ひたちなか市阿宇ヶ浦」を「同市阿宇ヶ浦」に改め、同号を同表第十八号とし、同表中第十六号を第十七号とし、同表第十五号中「玉川村大字吉」を「石川町大字母畑」に改め、同号を同表第十六号とし、同表中第十四号を第十五号とし、第十三号を第十四号とし、同表第十二号中「石巻市桃生町倉埣字新道の沢」を「登米市中田町浅水字新十三号」に改め、同号を同表第十三号とし、同表中第五号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五	黒松内新道（一般国道五号のうち北海道寿都郡黒松内町字東川から同町字白井川までの区間の道路をいう。）

附　則

この告示は、平成二十二年四月一日から適用する。

○国土交通省告示第二百九十二号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）附則第十一条第二項第二号の規定に基づき、平成十七年国土交通省告示第千六十三号の一部を次のように改正する。

平成二十二年三月三十一日　　国土交通大臣　前原　誠司

別表第一中第七十二号を第七十四号とし、第六十四号から第七十一号までを二号ずつ繰り下げ、同表第六十三号中「田浦」を「大字花岡」に改め、同号を同表第六十五号とし、同表中第五十一号から第六十二号までを二号ずつ繰り下げ、第五十号を削り、第四十九号を第五十二号とし、第四十四号から第四十八号までを三号ずつ繰り下げ、第四十三号を第四十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

四十六	関西国際空港連絡橋（一般国道四百八十一号のうち泉佐野市泉州空港北から同市りんくう往来北までの区間の道路をいう。）

別表第一中第四十二号を第四十四号とし、第三十五号から第四十一号までを二号ずつ繰り下げ、同表第三十四号中「東志摩」を「広見字昭和新田」に改め、同号を同表第三十六号とし、同表中第三十三号を第三十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十五	伊豆縦貫自動車道（一般国道一号のうち沼津市岡宮字上松沢から三島市塚原新田字舟ヶ久保までの区間の道路をいう。）

別表第一第三十二号中「大野字江渕」を「稲積」に改め、同号を同表第三十三号とし、同表中第二十八号から第三十一号までを一号ずつ繰り下げ、同表第二十七号中「牛久市桂町字ナギ山」を「稲敷市沼田字自穢ヶ前」に改め、同号を同表第二十八号とし、同表中第十九号から第二十六号までを一号ずつ繰り下げ、同表第十八号中「一般国道十六号のうち、」を「一般国道十六号のうち」に、「佐原」を「馬堀海岸」に改め、同号を同表第十九号とし、同表第十七号中「ひたちなか市阿宇ヶ浦」を「同市阿宇ヶ浦」に改め、同号を同表第十八号とし、同表中第十六号を第十七号とし、同表第十五号中「玉川村大字吉」を「石川町大字母畑」に改め、同号を同表第十六号とし、同表中第十四号を第十五号とし、第十三号を第十四号とし、同表第十二号中「石巻市桃生町倉埣字新道の沢」を「登米市中田町浅水字新十三号」に改め、同号を同表第十三号とし、同表中第五号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五	黒松内新道（一般国道五号のうち北海道寿都郡黒松内町字東川から同町字白井川までの区間の道路をいう。）

附　則

この告示は、平成二十二年四月一日から施行する。

○環境省告示第二十六号

ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成十一年総理府令第六十七号）第二条第一項第四号の規定に基づき、ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第二条第一項第四号の規定に基づき環境大臣が定める方法（平成十七年九月環境省告示第九十二号）の一部を次のように改正し、平成二十二年三月三十一日から適用する。

平成二十二年三月三十一日

環境大臣　小沢　鋭仁

第1の1中「ホタルルシフェラーゼ遺伝子の上流域に4個の」を「レポーター遺伝子としてホタルのルシフェラーゼ遺伝子を用い、その上流域に」に、「含む」を「4個持つマウスの」に、「持つ」を「配置した」に、「マウス肝ガン細胞Hepa1c1c7」を「マウス肝がん細胞由来Hepa―1c1c7」に改める。

第1の2中「3個の生体異物応答配列XREを含む人」を「レポーター遺伝子としてホタルのルシフェラーゼ遺伝子を用い、その上流域に生体異物応答配列XREを3個持つヒト」に、「にホタルのルシフェラーゼ遺伝子と融合した5′隣接配列が安定的に統合された」を「を配置した」に、「人肝細胞由来HepG2」を「ヒト肝がん細胞由来HepG2」に改める。

第1の3中「ラットグルタチオンS―トランスフェラーゼYaサブユニット遺伝子の転写調節領域にあるダイオキシン応答配列XREをプラスミドpGL3のホタルのルシフェラーゼ遺伝子上流域に含む」を「レポーター遺伝子としてホタルのルシフェラーゼ遺伝子を用い、その上流域に生体異物応答配列XREを5個配置した」に、「マウス肝由来Hepa―1細胞」を「マウス肝がん細胞由来Hepa―1c1c7」に改める。